

## 第3次豊後高田市総合計画及び

### 第3次豊後高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

#### － 公募型プロポーザル実施要領 －

豊後高田市

令和6年4月

## 1 趣旨

この実施要領は、「第3次豊後高田市総合計画（以下「次期総合計画」という。）及び第3次豊後高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項及び国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく基本的な計画（以下「次期総合戦略」という。））」策定支援業務委託を行う事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 委託業務名 第3次豊後高田市総合計画及び第3次豊後高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「第3次豊後高田市総合計画及び第3次豊後高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月25日まで
- (4) 提案上限額 11,220,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

## 3 選定方法及び契約方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 本業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって選定された優先交渉権者（最優秀提案者）と本市との間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者（最優秀提案者）との協議が不調となったと判断した場合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。
- (4) 契約及び手続は、豊後高田市契約規則による。

## 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、豊後高田市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当していないこと。
- (2) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は

破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者
- (5) 概ね過去10年以内において、総合計画策定業務委託契約又は人口ビジョン等に類する人口推計調査の作業業務委託契約、地方版総合戦略策定業務委託契約を地方公共団体との間で締結した実績を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 5 実施スケジュール

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 募集開始（公告）    | 令和6年4月26日（金）   |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和6年5月1日（水）まで  |
| (3) 質問に対する回答    | 令和6年5月9日（木）まで  |
| (4) 参加申込書の受付期限  | 令和6年5月10日（金）まで |
| (5) 企画提案書等の提出期間 | 令和6年5月16日（木）まで |
| (6) 審査（書類審査のみ）  | 令和6年5月下旬から6月上旬 |
| (7) 審査結果通知      | 令和6年5月下旬から6月上旬 |
| (8) 委託契約締結      | 令和6年5月下旬から6月上旬 |

## 6 質問の提出及び回答

- (1) 提出方法： 質問書（様式2）により電子メールで提出することとし、電話により受信確認を行うこと。

※他の方法による質問には、一切応じないものとする。

- (2) 提出期限： 令和6年5月1日（水）午後5時まで
- (3) 提出先： 豊後高田市企画情報課

メールアドレス：kikaku@city.bungotakada.lg.jp

- (4) 回答の期限及び方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で、令和6年5月9日（木）までに本市ホームページに掲示する。ただし、質問の内容（本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合等）によっては回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の修正事項とみなし取り扱う。

## 7 参加申込み

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送（必着）または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

- (1) プロポーザル参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要書（様式4、任意様式可）
- (3) 業務実績書（様式5、任意様式可）
- (4) 提出期限：令和6年5月10日（金）午後5時まで

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年5月16日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法：直接持込又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）
- (3) 提出書類

- ①企画提案書（A4判、任意様式）

企画提案書には、イメージ図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。

また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等のアピールポイント等あれば、その旨、記載すること。

- ②業務実績書（様式5、任意様式可）

- ③業務実施体制（様式6、任意様式可）

- ④業務スケジュール（様式7、任意様式可）

- ⑤配置予定者調書（任意様式）

- ⑥参考見積書（様式8、内訳明細についてはA4を用いた任意様式）

ア 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

超えた場合には失格となるため注意のこと。

イ 消費税及び地方消費税の税率は10%として計算すること。

ウ 見積金額の内訳書を添付すること（任意様式）。

エ 内訳書には、「次期総合計画」及び「次期総合戦略」について、それぞれ記載すること。

また、本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。

オ 追加提案した業務を含め、業務遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

- ⑦本業務に係る過去の実績で代表的な計画書

下記アイのどちらかを提出すること。

ア 成果品

イ 成果品が無ければ、その写し

- (4) 提出部数

①～⑥の書類を8部（正本1部、副本7部）、⑦の書類を1部提出とする。

正本1部の表紙に様式9（公募型プロポーザル提案書等届出書）を添付のこと。

- (5) 留意事項

ア 「提案内容」については、用紙下部にページ番号を付すること。

イ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

エ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

#### (6) 提出先

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市 企画情報課 政策企画係

### 9 参加辞退届

参加申込書を提出後、やむを得ない理由が生じ参加を辞退する場合は、速やかに企画情報課まで参加辞退届（様式3）を持込又は郵送すること。なお、郵送の場合は、提出した旨を企画情報課まで電話連絡すること。

### 10 審査方法

選定委員会が審査項目（別表1）に基づき企画提案書の内容から総合的に採点し、その合計点数が最も高い者を優先交渉権者（最優秀提案者）として選定する。

ただし、審査項目の最高得点に対し、6割未満の者は選定しない。また、最高得点の者が同点の場合は、参考見積額が低い者を上位とし、見積額も同額の場合は、選定委員会において審議し選定する。

企画提案者が1者のみの場合においても、上記の方法により審査をする。

審査は、書類審査のみとし、ヒアリングは実施しない。

### 11 審査結果の通知

審査終了後、速やかに全参加者に対し、審査結果を電子メールにより通知する。

### 12 提出書類作成上の留意点

(1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

(2) 提出書類等は、原則としてA4用紙（文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図またはイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。

(3) 両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。

(4) 正本と副本の内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

(5) 提出後の書類の差替、修正、追加等は、原則認めない。

### 13 契約の締結

(1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随

意契約により契約を締結する。

- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。  
ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記(1)及び(2)により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

#### 1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記(1)～(4)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合

#### 1 5 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の修正又は変更は原則認めないものとする。
- (3) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、市に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 審査結果に対する異議の申立ては認めない。
- (6) 提案書の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本要領に示した書類のほかに市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

#### 1 6 担当部署（連絡先）

豊後高田市 企画情報課 政策企画係

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3

電話 0978-25-6393（直通）

0978-22-3100（代表）内線：3305

FAX 0978-22-2725

メールアドレス：[kikaku@city.bungotakada.lg.jp](mailto:kikaku@city.bungotakada.lg.jp)

(別表1)

「第3次豊後高田市総合計画及び第3次豊後高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託審査項目」

項目	審査の視点	配点
(1) 企画提案 作成支援に ついて	<p>①同種・類似業務について十分な実績があり、業務遂行が十分な体制になっているか。</p> <p>②次期総合計画及び次期総合戦略の整合性が図れる提案となっているか。</p> <p>③評価・検証にあたり、具体的かつ有効な手法について優れた提案となっているか。</p> <p>④提案者が受注することによる本市へのメリットや独自の取り組み、アピールポイント、または、本市が抱える課題をプラスに変えるなどの追加提案がなされているか。</p> <p>⑤提案内容は、理論的かつ実現性があり仕様書で定めた業務内容について、適切な提案となっているか。</p>	50点
(2) 類似業務の 実績につい て	<p>①情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか。</p> <p>②デザイン、レイアウト、文字の大きさなど内容が分かりやすく構成されているか</p> <p>③魅力ある計画書作りの工夫がされているか。</p>	30点
(3) 業務遂行に ついて	<p>①業務遂行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合が図られているか。</p> <p>②見積額の評価 評価点＝配点×(最低見積価格)/(各社見積価格)</p>	20点
合 計		100点

※ 評価項目の最高得点に対し、6割未満の者は選定しない。